

厚生労働省発老第 0717001 号

平成 20 年 7 月 17 日

社会保障審議会

会 長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

舛添 要一

諮 問 書

(福祉用具貸与に係るサービス担当者会議及び介護保険施設等における感染対策委員会の見直しについて)

介護保険法(平成9年法律第123号)第74条第3項、第78条の4第3項、第81条第3項、第88条第3項、第97条第4項、第110条第3項、第115条の4第3項及び第115条の22第3項の規定に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の改正について、それぞれ別紙のとおり定めることについて、貴会の意見を求めます。

(別紙)

- 福祉用具貸与に係るサービス担当者会議については、「少なくとも6月に1回」から、「必要に応じて随時」開催することに改める。
- 介護保険施設等における感染対策委員会については、「1月に1回程度、定期的開催」から、「おおむね3月に1回以上開催」に改める。

福祉用具貸与に係るサービス担当者会議及び介護保険施設等における感染対策委員会の見直しに係る諮問について

I これまでの経緯

- 介護サービス事業については、これまでも、介護給付費分科会に設置されたワーキングチームにおける事業者ヒアリング等において、「各記録や各種委員会が多すぎて、職員のやりがい無くさせる。」という意見が出されており、同ワーキングチームの報告書においても、「書類作成や事務に係る負担が可能な限り軽減されるよう、規制の見直しが必要ではないか。」等の指摘があった。
- このため、介護サービス事業に係る事務負担の現状を踏まえ、事務手続や書類について可能なものから削減・簡素化することにより、効率的な事業運営や介護従事者の負担の軽減を図ることとした。
- その際、現行の事務手続や書類については、適切な介護サービスの提供を確保することを目的として求められているものであるから、事務負担の見直しに当たっては、削減・簡素化を行っても必要な情報が得られるものについて具体案を検討することとした。
- 具体的には、
 - ① 他の事務手続や書類と内容が重複しており、他の書類や手続で代替可能なもの
 - ② 様式や項目を削減・簡素化しても必要な情報が得られるもの
 - ③ 事務手続や書類作成の頻度が必要以上に高いため、その頻度の見直しが必要であるもの
 について、削減・簡素化が可能であるかを検討し、その対象となる事務手続や書類を選定することとした。
 なお、この検討方針については、各自治体に示し、各自治体においても事務手続や書類等の見直しを図るよう依頼したところである。
- このような方針に基づく検討の結果、指定居宅サービス等の事業の運営に関する基準等の改正が必要な事項について諮問を行うものである。

II 諮問の内容

(1) 基本的な考え方

① 福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催について

- 福祉用具貸与に係るサービス担当者会議については、平成18年の介護報酬改定の際に、介護給付費分科会において、「要介護者の自立支援に十分な効果を上げる観点から、ケアマネジメントのプロセスにおける福祉用具の導入・継続の必要性の判断を強化する必要がある」旨の議論があったこと等を踏まえ、福祉用具を貸与する際に、居宅介護支援専門員等が居宅サービス計画等に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、「少なくとも6月に1回」はサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証することとした。
- 福祉用具貸与については、「当該福祉用具が利用者の状態像に合ったものであるか」、「利用者の日常生活の支援に役立っているか」等について、個々の利用者の状態の変化に応じて検証することが必要であり、サービス担当者会議を定期的に行い、当該利用者の状態をより詳細に把握して利用者が当該福祉用具を使用する必要性について検証を行うことは重要である。
- しかし、利用者の状態像に応じた福祉用具を貸与することにより利用者の自立支援を図るという観点からは、必ずしも現行の規定に基づいて、一律機械的にサービス担当者会議を行う必要はなく、個々の利用者の状態を踏まえ、「必要に応じて随時」開催することが、より効果的かつ合理的であり、さらには、介護サービス事業者や介護従事者の負担の軽減に資するものであると考えられる。

② 介護保険施設等における感染対策委員会の開催について

- 介護保険施設等における感染対策については、ノロウイルスによる感染性胃腸炎やインフルエンザ等の施設内感染等の発生に対応するため、施設における感染管理体制の整備を行い、感染対策を徹底する観点から、平成18年の介護報酬改定の際に、運営基準上、感染対策委員会の設置や指針の作成、研修の実施などが新たに義務付けられた。

- このうち感染対策委員会については、「1月に1回程度、定期的に開催」することを求めているが、実効的な感染管理のために必ずしも一律機械的に1月に1回開催する必要はなく、施設の状況に応じて定期的に開催した上で、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催することが合理的である。その際、感染対策の内容は一定期間ごとに点検・確認を行う必要があることや、感染症発生の傾向や講ずべき対策の内容は季節によって異なることから、「おおむね3月に1回以上」の開催が必要と考えられる。
- 上記のとおり、福祉用具貸与に係るサービス担当者会議及び介護保険施設等における感染対策委員会の開催頻度の見直しを行うことについて、介護給付費分科会において、御議論いただくこととしたい。

(2) 具体的な改正内容

福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催頻度の見直し

- 福祉用具貸与に係るサービス担当者会議については、「少なくとも6月に1回」から「必要に応じて随時」開催することに改める。

介護保険施設等における感染対策委員会の開催頻度の見直しについて

- 介護保険施設等における感染対策委員会については、「1月に1回程度、定期的に開催」から、「おおむね3月に1回以上開催」に改める。

(参考) 解釈通知に記載する内容

- ・ 感染対策委員会は、おおむね3月に1回以上、定期的に開催した上で、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催することが必要である。